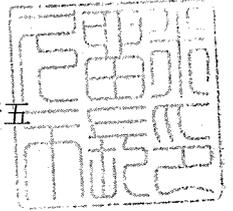


久留米市公告第 58 号

令和 8 年度公用自動車任意保険契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 3 月 10 日

久留米市長 原口 新五



1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 8 年度公用自動車任意保険契約
- (2) 業務内容 別紙「令和 8 年度公用自動車任意保険契約仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日午後 4 時から令和 9 年 4 月 1 日午後 4 時まで
- (4) 予定価格及び入札書比較価格 ￥5,053,600 円

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 久留米市内の事業所（本店・支店・代理店等）であり、一般財団法人日本損害保険協会加盟の保険会社の自動車損害保険を取り扱う者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (6) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

※上記のほか、第 7 条により入札参加資格を定めた場合には、当該入札参加資格を記入すること。

3. 契約条項を示す場所

久留米市役所 総務部 財産管理課
久留米市城南町 15 番地 3